第一条の二第三項の表法第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 法第六十八条の九第二項 | もの又は | もの、同法第四条の七に規定する受託法人又は |

第一条の二第三項の表法第六十八条の九十八第一項第一号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 法第六十八条の九十八第一項第一号 | 普通法人 | 普通法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。） |
| | 法人税法 | |
| | 同法 | |

第一条の二第三項の表第二十七条の四第十二項及び第二十八条の九第十三項の項中「及び」を「、第二十七条の六第一項及び」に改め、「法人と」及び「）と」の下に「する」を加え、同表第二十八条の九第十六項第一号の項中「第二十八条の九第十六項第一号」の下に「、第十八項第一号及び第二十項第一号」を加え、「資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円とする。」を「当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」に改め、同表第二十八条の九第十八項第一号及び第二十項第一号の項を削り、同表第三十九条の三十九第十一項及び第三十九条の五十六第三項の項中「及び」を「、第三十九条の四十一第一項及び」に改め、同表第三十九条の五十六第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号の項中「は、」の下に「それぞれ」を加える。

第四条の二第五項中「この項から」を削り、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項から第十六項までを二項ずつ繰り上げる。

第四条の六の二第三項第一号中「所得税（所得税法第百七十六条第三項に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを除く」を「内国法人又は外国法人が納付した所得税（当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この号及び第十二項第二号において同じ」に改め、「外国所得税（」の下に「当該外国所得税の課せられた収益を分配するとしたならば所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。」を加え、「ついて同号に規定する」を「ついて当該」に改め、「するもの」の下に「（所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「ついて同号に規定する」を「ついて当該」に改め、「するもの」の下に「（所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「同項」を「法第九条の三の二第三項」に、「第三百条第三項（同令第三百六条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第三百条第九項又は第三百六条の二第七項」に改め、同項第二号中「所得税（所得税法第百七十六条第三項に規定する外国の法令により課される税で政令で定めるものを除く。）」を「内国法人又は外国法人が納付した所得税」に、「ついて同号に規定する」を「ついて当該」に改め、「するもの」の下に「（所得税法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、同条第三十四項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第二十六項から第二十八項まで」を「第二十八項から第三十項まで」に、「規定」を「規定又は」に、「まで若しくは」を「まで」に、「の規定又は第二十五条の十三の八第二十六項から第二十九項まで」を「若しくは第三十七条の十四の二第二十八項から第三十項まで」に、「、第二十六項」を「、第二十八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「第二十九項本文」を「第三十一項本文」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第三十一項及び第三十二項」を「第三十三項及び第三十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　支払の取扱者は、法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対し上場株式等の配当等の交付をした場合において、同条第三項の規定により当該上場株式等の配当等に係る所得税の額から同項各号に定める金額を控除したときは、財務省令で定めるところにより、当該金額を控除したことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存しなければならない。

第四条の六の二第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第四条の六の二第二十一項」を「第四条の六の二第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の表第百四十条の二第一項の項中「第四条の六の二第十九項」に改め、同表第百四十八条第三項の表第二項の項の項、第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項、第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項の項、第百五十五条の四十五の二第一号イの項、第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項、第二百一条の二第三項の表第二項の項及び第二百一条の二第三項の表第三項の項の項中「第四条の六の二第二十一項」を「第四条の六の二第二十二項」に改め、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人が交付を受ける上場株式等の配当等につき同項に規定する政令で定める金額がある場合には、当該金額をこれらの者が交付を受ける当該上場株式等の配当等の額に加算するものとする。

第四条の九第一項及び第二項を次のように改める。

控除外国法人税の額（法第九条の六第一項の規定により控除する外国法人税の額（同項に規定する外国法人税の額をいう。以下第五条までにおいて同じ。）は、特定目的会社（同項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額に係る特定目的会社の利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）の支払を受ける次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額を合計した金額とする。

一　居住者　居住者控除限度額に当該特定目的会社の各事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の外貨建資産割合（特定目的会社の事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている外貨建資産（外国通貨で表示される株式、債券その他の資産をいう。）の帳簿価額の当該特定目的会社の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額に対する割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額（当該計算した金額が次項第一号ロに掲げる金額を超える場合には、当該金額）

二　内国法人　内国法人控除限度額に当該特定目的会社の各事業年度の外貨建資産割合を乗じて計算した金額（当該計算した金額が次項第二号ロに掲げる金額を超える場合には、当該金額）

三　非居住者又は外国法人　非居住者等控除限度額に当該特定目的会社の各事業年度の外貨建資産割合を乗じて計算した金額（当該計算した金額が次項第三号ロに掲げる金額を超える場合には、当該金額）